平成２４年（フ）第１０６７号
神戸市垂水区南多聞台２丁目２番３―301号
債務者　桝一　和子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９６号
神戸市中央区港島中町３－２－１ー62―409
新井勇方、住民票上の住所大阪府大阪市此花区酉島４丁目１番20―914号
債務者　光防蝕工業こと　阪上　　光
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番６―412号
債務者　大畑　和昭
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５１号
神戸市北区鈴蘭台西町４丁目２番５号、従前の住所神戸市長田区萩乃町２丁目２番14―304号
債務者　前田　直敏
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
神戸市北区有野町有野1030番地の４
債務者　若林　謙太
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
兵庫県三田市あかしあ台５丁目30番地２　４棟106号
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０号
神戸市須磨区中島町２丁目６番16―901号
債務者　山本善子こと　金　　善子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５０号
名古屋市名東区神月町1006番地
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
北海道三笠市多賀町21番地16
債務者　有田　和史
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７６号
北海道三笠市多賀町21番地16
債務者　有田　朱美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１２号
北海道空知郡南幌町栄町１丁目２番11号
債務者　福島　政久
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７９号
宮城県東松島市赤井字七反谷地82番地26、前住所宮城県東松島市赤井字川前一57番地３
債務者　安達　文子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
山形県鶴岡市睦町６番23号
債務者　木村　正治
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６５５号
神奈川県小田原市飯田岡245番地の１
債務者　髙井　健一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５１号
神奈川県平塚市見附町13番６―1104号　ダイアパレス平塚見附
債務者　大橋美砂緒
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７７号
神奈川県南足柄市中沼351番地、前住所神奈川県足柄上郡大井町上大井325番地７　パレ・アルカンシェルⅠ102
債務者　武士　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６７号
愛知県江南市中奈良町本郷東82番地
債務者　伊藤　市子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部